

那珂地区における敷地内全面禁煙化の実施に関する計画

令和4年4月1日
量子エネルギー部門
那珂研究所

1. 経緯

平成30年7月の健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定められ、令和2年4月から全面施行された。

量研においても法律の趣旨を踏まえ、受動喫煙対策及び敷地内禁煙化に向けた取組を進めるものとされ、以下の基本方針が掲げられた（※）。

(1) 屋内喫煙所の廃止

- ・令和3年度末までに屋内喫煙所を廃止する。

(2) 屋外喫煙所の見直し

- ・令和4年度末までに喫煙所設置場所の状況（受動喫煙の可能性等）や利用人数等を踏まえ段階的に集約化を進める。
- ・あわせて第一種施設の特定屋外喫煙場所の設置要件に準じた措置を講ずる。

(3) 全面禁煙化

- ・各地区において、令和5年度末の全面禁煙化を目指す。

※基本方針に関する詳細については参考資料1を参照

那珂地区において、上記の基本方針を達成するために本計画を定める。

2. 実施内容

(1) 屋内喫煙所の廃止

令和2年度末までに全て廃止しており、今後も屋内禁煙化を継続する。

(2) 屋外喫煙所の見直し

令和4年度から令和5年度にかけて、以下の手順で見直しを行う。

①予備的調査（令和4年度第1四半期）

参考資料2に示す既存の屋外喫煙所13箇所のうち、管理部署が令和5年度への存続を希望するものについて、庶務課及び当該喫煙所の管理部署が協力して「特定屋外喫煙場所の設置要件」を満足しているか調査する。

②屋外喫煙所の改善等（令和4年度第2四半期～令和4年度第3四半期）

予備的調査の結果をふまえて、管理部署が特定屋外喫煙場所の設置要件を満たすための改善（区画の明確化、標識の掲示、設置場所の見直し等）を行う。

③本調査及び一部の屋外喫煙所の廃止（令和4年度第4四半期）

予備的調査対象の屋外喫煙所について、庶務課及び当該喫煙所の管理部署が協力して「特定屋外喫煙場所の設置要件」を満足しているか再度調査し、要件を満足していないものは令和4年度末までに廃止する。

④全ての屋外喫煙所の廃止（令和5年度末までに）

全ての屋外喫煙所について、各管理部署は廃止の時期をあらかじめ利用者に周知する等した上で、令和5年度末までに廃止する。

⑤その他

量研以外の者が量研の許可を得て設置する屋外喫煙所については、令和5年度は、「特定屋外喫煙場所の設置要件」を満足しない場合には設置を認めない。また、設置を認める場合でも令和5年度末までに廃止することを条件とする。

（3）全面禁煙化

喫煙所の廃止・見直しのほか、令和4年度から令和5年度にかけて以下の取組を行い、令和6年度当初から敷地内を全面禁煙とする。

①機構内への周知・情報発信

喫煙所廃止計画の検討・計画について、量子エネルギー部門の運営会議、那珂研究所の安全衛生員会等で報告し、那珂研究所の各部署の長を通じて職員等に周知する。あわせて部門イントラへの掲載、ポスターの作成・掲示を行う。

②機構外への周知・情報発信

那珂研究所安全協議会で周知するとともに、安全協議会に参加していない構内出入業者に対しては職員等を通して周知する。あわせて部門の外部向けHPへの掲載、ポスターの作成・掲示を行う。

③職員への卒煙支援（喫煙者への理解と協力の要請）

i) 喫煙者を対象とするアンケート

令和4年度上期に実施して喫煙の傾向等を把握し、受動喫煙に対する動機付け等に役立てる。

ii) 受動喫煙に対する動機付け

- ・世界禁煙デー（毎年5/31）、禁煙週間（毎年5/31～6/6）

令和4年度は世界禁煙デーを、令和5年度は禁煙週間をそれぞれ終日禁煙とする。

- ・段階的喫煙時間の削減

上記i)のアンケートの結果をふまえて、令和4年度下期から水曜日について、令和5年度下期から水曜日及び金曜日について、特定の時間帯を禁煙とし、段階的に喫煙時間を削減する。

iii) 禁煙（卒煙）支援

- ・喫煙と健康に関する情報や、禁煙のメリット、喫煙のデメリット等について、メールやイントラで周知する。
- ・禁煙相談を随時行う
- ・禁煙に関するセミナーを実施する。

3. 添付資料

【別紙】 那珂地区における禁煙化に向けたロードマップ（概要）

【参考資料1】 改正健康増進法への機構の対応について（敷地内禁煙化等）

【参考資料2】 那珂研究所における屋外喫煙所一覧

（以上）

那珂地区における禁煙化に向けたロードマップ（概要）

対応事項	令和4年度				令和5年度				令和6年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	4月以降
(1)屋内喫煙所の廃止	継続（屋内禁煙化）								敷地内 全面禁 煙化
(2)屋外喫煙所の見直し									
①予備的調査	→								
②喫煙所の改善等		→							
③本調査・一部廃止				→					
④全部廃止					令和5年度末までに廃止				
⑤その他					条件付きで業者による喫煙所設置を許可				
(3)全面禁煙化									
①機構内への周知・ 情報発信		会議等での報告・周知依頼、イントラへの掲載・ポスターの掲示等						継続	
②機構外への周知・ 情報発信		会議等での周知、外部向けHPへの掲載・ポスターの掲示等						継続	
③職員への卒煙支援	アンケート調査		段階的な喫煙時間の削減						
	卒煙に関する情報の提供、禁煙相談、禁煙に関するセミナー等								継続